

## 第5次芦屋市総合計画基本構想（素案）

## 目 次

I 序論（計画づくりの背景と方針）	1
1. 総合計画策定の趣旨（計画の背景と目的）	1
2. 総合計画とは（計画の役割と構成・期間）	2
(1) 役割	2
(2) 構成・期間	2
3. 芦屋市の今日と明日	4
(1) 芦屋市はどんなまち	4
(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化	8
4. まちづくりの主な課題	11
5. 計画の特徴（計画策定の基本方針）	12
II 基本構想	13
1. それぞれが考えるまちの姿	13
2. 芦屋市が目指す将来の姿	14
3. まちづくりの基本方針	15

# I 序論（計画づくりの背景と方針）

## 1. 総合計画策定の趣旨（計画の背景と目的）

本市は、大阪と神戸の間に位置する高い利便性と、六甲山の緑や大阪湾、芦屋川などの自然環境と豊かな文化を有する、良好で個性ある居住環境に恵まれた都市です。

大正から昭和にかけて、交通機関の発達とともに流入人口が急増し大都市近郊の住宅都市へと変貌を遂げ、昭和15年（1940年）に芦屋市が誕生しました。昭和26年（1951年）には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。

しかし、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災によって、多くの尊い人命が奪われ、まちは甚大な被害を受けました。この危機に直面し、市民と行政が一体となって復興へ向けて努力を重ねたことにより、再び市民の安定した営みを取り戻し、新たなまちなみを築くことができました。

近年は、人口減少・高齢化の進展をはじめとして、ICT化、グローバル化など、市内外の社会情勢が大きく変わりつつあり、これらの変化は本市においても将来へ大きな影響を及ぼすと考えられます。新たな都市のありかたが求められる時代を迎え、これまでのまちづくりの考え方だけでは、豊かなまちの持続が困難になることが懸念されます。芦屋においては先人が築いてきたまちの魅力を継承しつつさらに高めていくことと、時代に適った手法による地域課題の解決が、持続可能なまちとして将来世代への継承に繋がると考えます。そのためには従来の延長だけではなく、変革にもチャレンジする必要があります。

本市では、これまで4次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。第4次計画の終了を迎え、上記のような背景を踏まえながら、新たな市民と行政のまちづくりの指針となる総合計画を策定します。

### ■これまでの総合計画の概要

計画名	計画策定年	将来像
芦屋市総合計画	昭和46年（1971年）	自然の美、人工の美、人間の美が調和した 品位と風格のある個性豊かな住宅都市
芦屋市新総合計画	昭和61年（1986年）	誇りと愛着を感じる 国際文化住宅都市
第3次芦屋市総合計画	平成13年（2001年）	知性と気品に輝く活力ある 国際文化住宅都市
第4次芦屋市総合計画	平成23年（2011年）	自然と緑の中で絆を育み、 “新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

## 2. 総合計画とは（計画の役割と構成・期間）

### (1) 役割

総合計画は、市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担います。

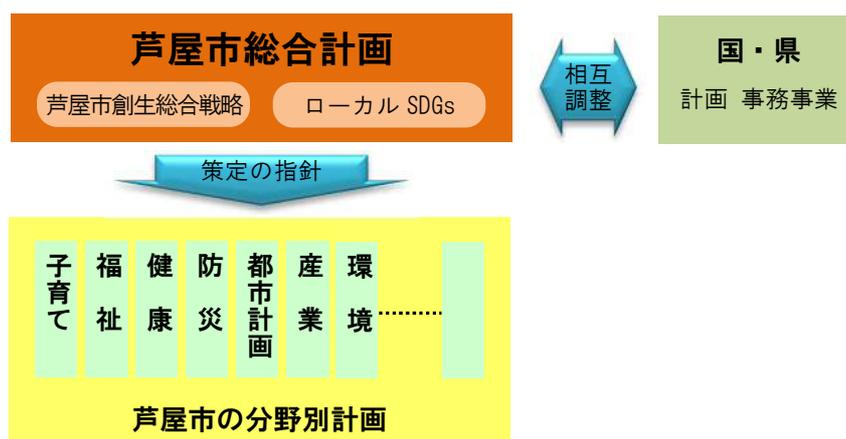
#### ○まちづくりの指針

- ・市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

#### ○行政運営の指針

- ・芦屋市行政の最上位計画であり、長期的、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。
- ・他計画等との関係において、総合計画は以下の役割を担います。

- ✓ 芦屋市のあらゆる分野のまちづくりの方向を示した分野別計画策定に際する指針
- ✓ 国・県等が行う広域計画策定や事務事業実施に際する相互調整の指針
- ✓ SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れた芦屋市でのSDGsの推進
- ✓ 芦屋市創生総合戦略を一体的にとりこみ、効果的な地方創生の推進



### (2) 構成・期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

#### ○基本構想

- ・市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。
- ・近年の社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本構想の期間は10年とし、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

#### ○基本計画

- ・基本構想を実現するため、必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示し、具体的な事務事業の基礎とするものです。
- ・効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期、後期各5年とし、前期を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで、後期を令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

○実施計画

- ・基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見込みやその時々  
の社会情勢を勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにするものです。
- ・実施計画の期間は3年として、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)
基本構想(10年間)									
前期基本計画(5年間)									
					後期基本計画(5年間)				
実施計画(3年間)									
		実施計画(3年間)							
				実施計画(3年間)					
						実施計画(3年間)			

### 3. 芦屋市の今日と明日

#### (1) 芦屋市はどんなまち

##### ○緑の山と青い海に包まれたコンパクトで利便性の高いまち

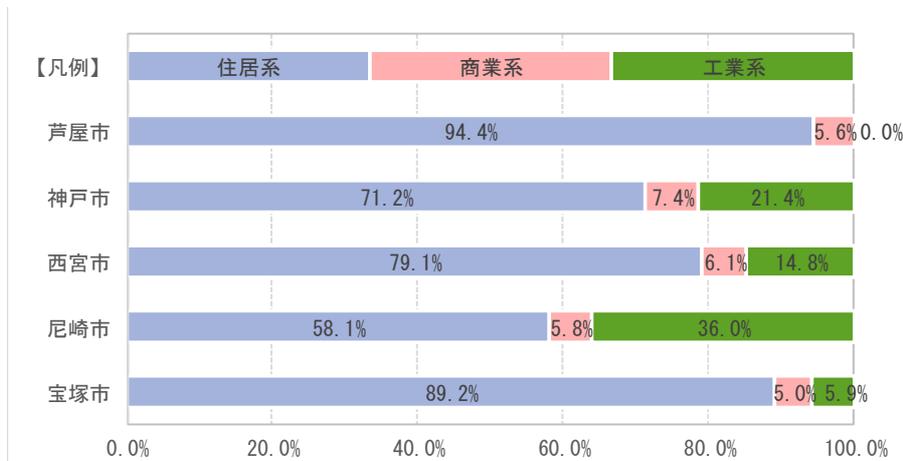
本市は、大阪と神戸のほぼ中央に位置し、面積約 1,857ha で、東西約 2.5km、南北約 9.6km と南北に細長いまちです。北は六甲の山なみ、南は大阪湾に面し、気候温和な自然環境と交通の利便性に恵まれた立地条件などにより、古くから人が行き交い、暮らしが営まれてきました。

近代に入り、産業地域としてではなく、住宅地として発展し、質の高い住環境を備えた都市として、その名を全国に知られています。

■芦屋市の位置



■芦屋市並びに周辺都市の用途地域面積の構成



芦屋市は平成 29 年，他市は平成 30 年時点

## ○阪神・淡路大震災を乗り越え、市制 80 周年を迎えたまち

本市は、明治 22 年（1889 年）に町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の 4 村が合併し、精道村が誕生しました。昭和 15 年（1940 年）に行政区域はそのまま市制を施行し芦屋市となり、令和 2 年（2020 年）には市制 80 周年を迎えました。戦後の昭和 26 年（1951 年）には、特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が定められ、その後のまちづくりに受け継がれる基本理念となっています。また平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災の被害とそこからの復興は、芦屋のまちづくりの方向を大きく変えるできごとでした。

### ■芦屋市のまちづくりの沿革

元号	年	事項
明治	7 年	大阪・神戸間に国鉄（現JR）が開通する。
	22 年	町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の 4 村が合併し精道村が誕生する。
	38 年	阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置する。
	41 年	阪神電鉄により家庭電気の供給が開始される。
大正	元年	神戸ガスにより都市ガスの供給が開始される。 芦屋郵便局が窓口事務を開始する。
	2 年	国鉄（現JR）芦屋を設置する。
	8 年	耕地整理に着手する。
	9 年	阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置する。
	12 年	精道村役場庁舎が完成する。
昭和	2 年	阪神国道（国道 2 号）が開通する。 「西宮都市計画区域」へ編入する。 松風山荘の分譲を開始する。
	4 年	阪神国道バスが開通する。 六麓荘の開発が開始される。
	10 年	下水道事業に着手する。
	11 年	阪神水道企業団が設立される。
	13 年	阪神大水害。 奥山浄水場・村営上水道が完成し給水を開始する。
	14 年	芦屋川河川改修工事が始まる。
	15 年	精道村が芦屋市となる。
	16 年	「芦屋都市計画区域」決定により西宮用途地域から分離する。
	20 年	阪神大空襲
	21 年	都市計画道路・公園等を都市計画決定する。
	22 年	戦災復興土地区画整理事業を開始する。
	23 年	芦屋市消防署が発足する。芦屋市警察署を設置する。
	26 年	「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定する
	27 年	芦屋市墓園に着手する。市立芦屋病院を開設する。
	31 年	芦屋庭球場が完成する。
	35 年	芦屋市庁舎が完成する。 芦屋市旗を制定する。
	36 年	芦有道路が開通する。
	37 年	奥山の開発に着手する。
	38 年	第 2 阪神国道（国道 43 号）が開通する。
	39 年	芦屋市民憲章を制定する。
	43 年	都市計画法が施行され高度地区を指定する。
	45 年	阪神高速道路神戸線が開通する。 「阪神間都市計画区域」となる。 ルナ・ホールが開館する。
	46 年	芦屋市総合計画を策定する。 奥山貯水池が完成する。
	47 年	体育館・青少年センターが開館する。
	48 年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行する。 新都市計画法が施行される。（用途地域及び高度地区を新たに指定） 若葉町の下水処理場が完成する。
	50 年	芦屋浜埋立地の造成が完成する。（54 年から入居開始）
	51 年	新築された市民センター別館で公民館が開館する。
	54 年	国鉄（現JR）芦屋駅北地区の再開発を開始する。（平成 10 年完了）
	61 年	芦屋市新総合計画を策定する。
	62 年	図書館を伊勢町に新築開館する。
	63 年	谷崎潤一郎記念館が開館する。

元号	年	事項
平成	3 年	美術博物館が開館する。
	6 年	阪神高速道路湾岸線が開通する。
	7 年	阪神・淡路大震災
	8 年	芦屋市都市景観条例を施行する。 震災復興事業に着手する。環境処理センターを建替える。
	9 年	南芦屋浜埋立地の造成が完成する。
	10 年	震災復興公営住宅の入居開始
	11 年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例（昭和 48 年芦屋市条例第 1 号）の全部を改正する。
	12 年	芦屋市住みよいまちづくり条例を施行する。 建築主事を置き特定行政庁となる。
	13 年	第 3 次芦屋市総合計画を策定する。
	14 年	芦屋中央震災復興土地区画整理事業が完了する。
	15 年	芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業が完了する。
	16 年	「芦屋庭園都市宣言」を行なう。 芦屋市総合公園が完成する。
	17 年	芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業が完了する。 芦屋市都市計画マスタープランを策定する。
	18 年	のじぎく兵庫国体開催
	19 年	「芦屋市交通バリアフリー基本構想」策定。 山手幹線が神戸市と開通
20 年	芦屋市緑の基本計画を策定する。 山手幹線が西宮市と開通	
21 年	市域全域を景観地区に指定。緑の保全地区を指定。 芦屋市消防庁舎建替え	
22 年	芦屋市市制施行 70 周年。 芦屋川南特別景観地区を指定する。 山手幹線全線開通	
23 年	第 4 次芦屋市総合計画を策定する。	
24 年	芦屋市都市計画マスタープランを改訂する。 特別景観他区の区域及び名称変更（芦屋川特別景観地区へ）	
26 年	景観行政団体に移行する。	
27 年	芦屋市景観計画を策定する。	
28 年	第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画を策定する。 芦屋市屋外広告物条例を施行する。	
29 年	芦屋市都市計画マスタープランを改訂する。	

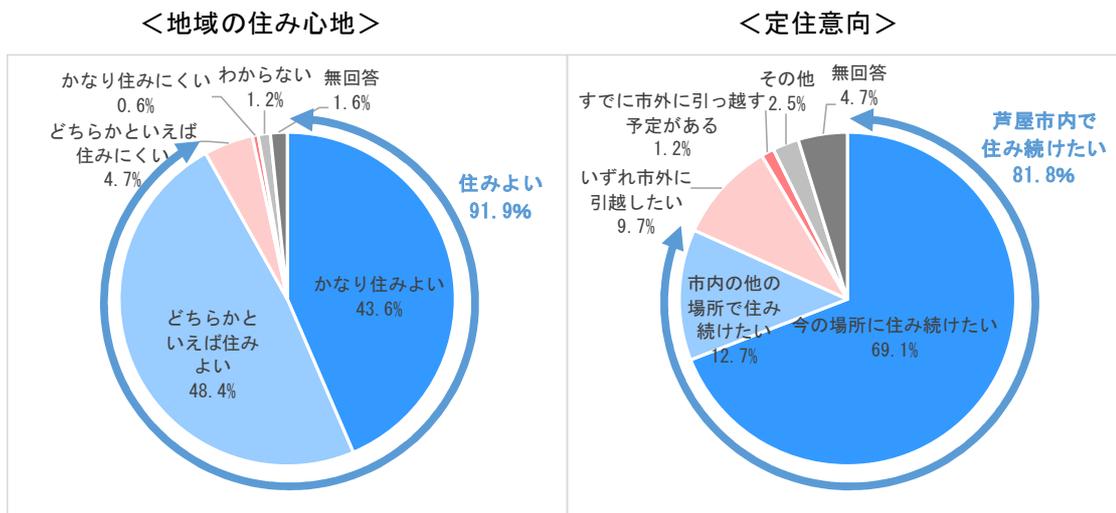
出典：芦屋市 HP



## ○多くの市民が住みよい、住み続けたいと感じるまち

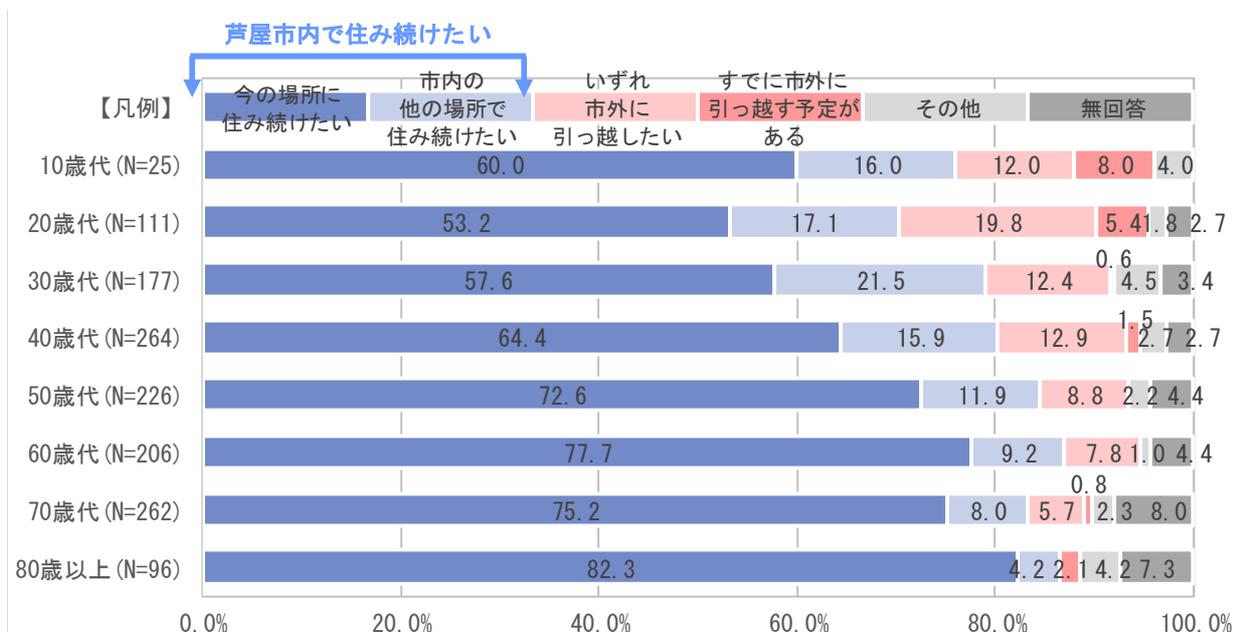
市民アンケート調査結果からは、現在住んでいる地域（町，学区など）について、91.9%が「住みよい」（かなり住みよい＋どちらかといえば住みよい）とし、また今後も芦屋市内へ「住み続けたい」とする人が81.8%に上ります。大部分の市民が、芦屋を住みよい、住み続けたいまちと認識していることがわかります。ただし、若い人ほど「住み続けたい」という比率が低く、世代間での受け止め方は少し異なるようです。

### ■居住についての市民アンケート結果



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）

### <定住意向（年代別）>



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）

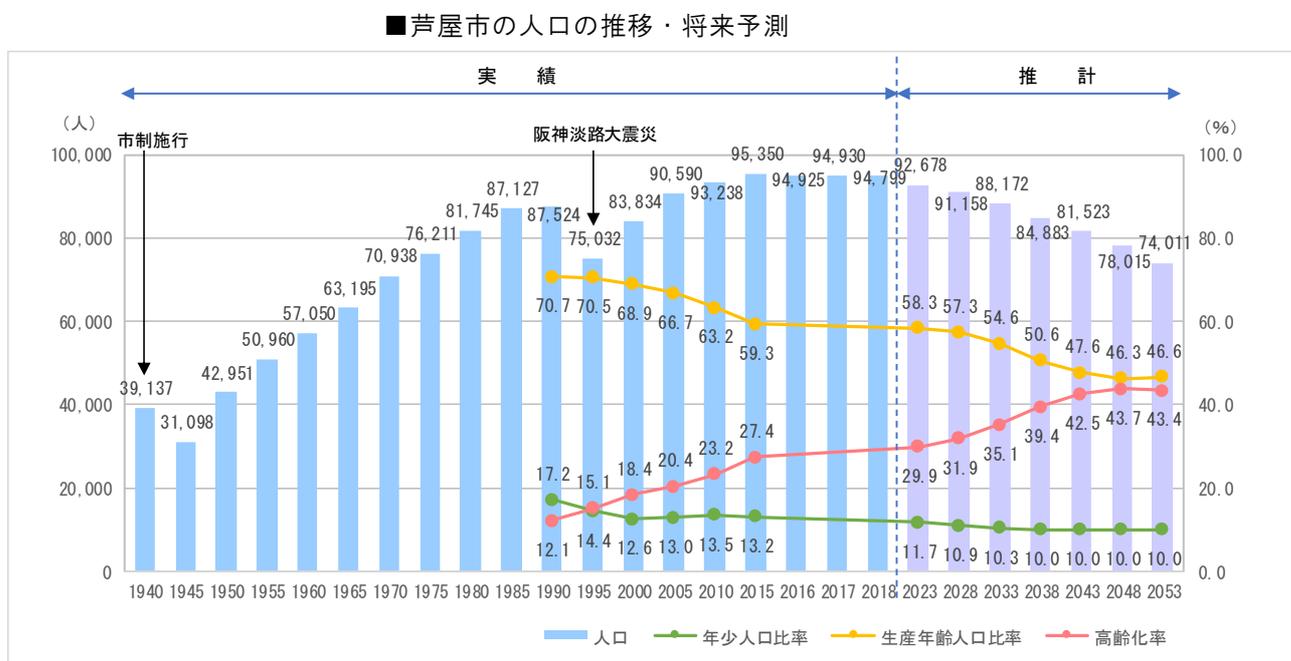
## (2) 芦屋市を取り巻く環境の変化

### ○人口の減少と高齢化が着実に進む

本市の人口は昭和 50・60 年代に増加し、昭和 63 年（1988 年）には 88,623 人とピークを迎えましたが、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災で 75,032 人にまで減少しました。その後、徐々に回復し震災前の人口を越えて伸びてきましたが、平成 27 年（2015 年）の 95,350 人を最大として、現在はほぼ横ばいで推移しています。

将来人口推計によると、今後、人口減少傾向が続き、令和 15 年（2033 年）には、約 88,200 人と震災前のピーク人口にまで減少し、高齢化率は 35%を超えると予測されます。

人口減少、少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域経済、地域活力の低下やこれに伴う市税収入の減少、医療・介護等の社会保障関係経費の増加、空き家の増加や店舗の減少等、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。

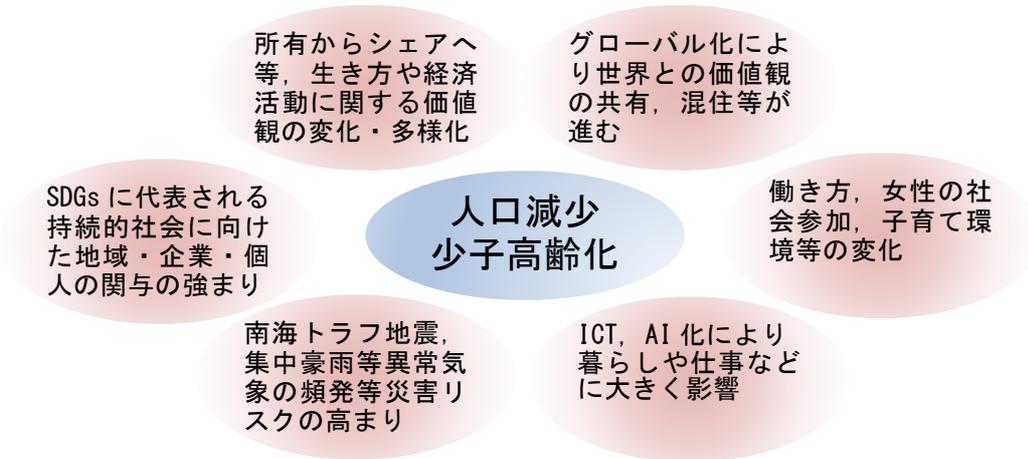


資料：国勢調査（1940～2015）、住民基本台帳（2016,2017,2018 各年 10 月 1 日現在）、芦屋市推計（2023～2053）

## ○社会の様々な側面での大きな変化がある

人口減少・少子高齢化以外にも、価値観の変化・多様化、働き方改革、ICT化、グローバル化など、近年の日本や世界に生じている様々な社会潮流が本市にも大きな影響を及ぼします。

### ■社会的潮流とまちづくりへの影響

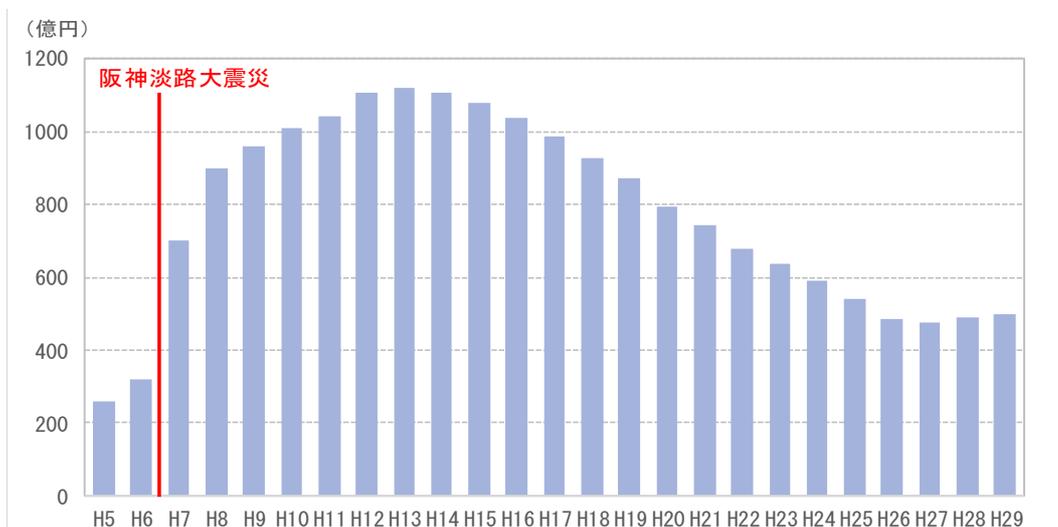


## ○財政がひっ迫していく

本市は住民一人当たりの個人市民税額が全国でも極めて高い水準であり、安定した財政運営を進めてきました。しかし阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受け、公共施設やインフラ等の早期の復旧に多額の経費を要したことから財政状況が悪化し、平成15年(2003年)10月には「財政非常事態宣言」を出すまでになりました。この危機的状況に対応するために行政改革を進め、一時は1,100億円を超えていた普通会計の市債残高が平成26年度(2014年度)には500億円を切るところまで回復してきました。

しかしながら、市民ニーズの多様化への対応、子どもを取り巻く環境の変化や保育需要の高まり、高齢化に伴う社会保障関係経費の伸び、道路・橋梁や学校といった公共施設等の都市インフラの老朽化に伴う費用の増大などにより、今後さらに財政のひっ迫度が高まると考えられます。また、人口減少の進展に伴い、行政のスリム化が必要になる一方で、市が対応すべき課題が増加していくことが予想され、行財政運営はますます厳しいものになります。

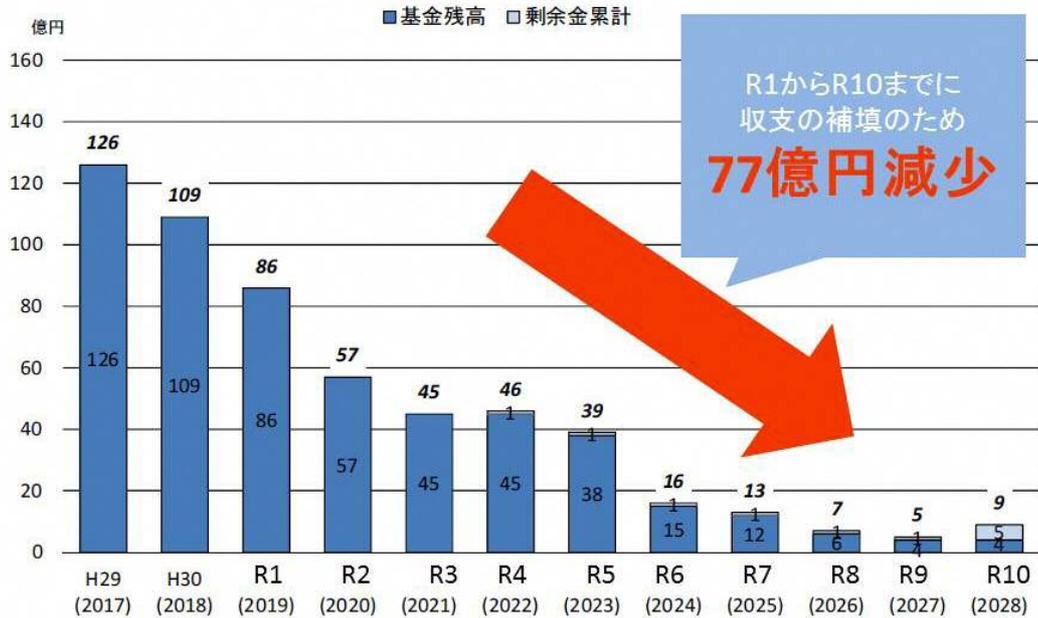
### ■市債残高の推移（一般会計）



資料：芦屋市財務統計

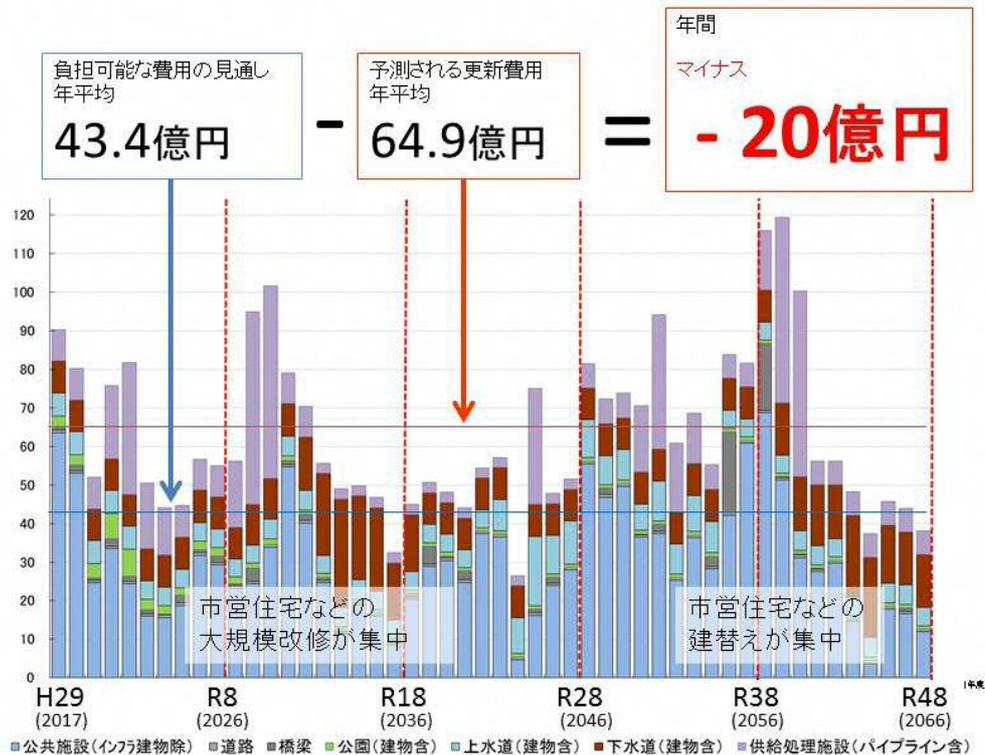
■ 芦屋市基金残高（市の貯金）の見込み（平成 31 年 2 月作成）

基金残高と剰余金累計の見込み



資料元：H30年度長期財政収支見込み

■ 公共施設等（公共施設＋インフラ施設）の将来更新費用試算結果（平成 29 年 3 月作成）



資料元：芦屋市公共施設等総合管理計画

## 4. まちづくりの主な課題

---

### ○人口減少、少子高齢化を前提としたまちづくり

日本全体で人口減少、少子高齢化が進む中、阪神・淡路大震災での人口急減時期を除いて人口が増えてきた本市も、すでに人口減少局面に入ったと考えられます。これまでは人口が増え、それに伴ってまちが発展することが当たり前とされてきましたが、これからは人口が減少することを前提とし、過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

### ○地域の価値の持続的・発展的継承

多くの人に認められ、求められる本市のよさは、豊かな自然や文化を背景に先人の手により紡がれてきた住宅都市としての環境や市民の生活です。まちの姿は変わっていきませんが、継承されてきたまちの魅力、暮らしの質を、時代の変化に応じながら次世代、未来へと持続して発展させ、まちの価値をさらに高めていくことが求められます。

### ○まちづくりへの市民・事業者の参加と協働

本市においては、高齢者の増加、住民の入れ替わり、社会意識の変化等を背景に、市民のライフスタイルや価値観が多様化し、まちづくりニーズは一層拡大し複雑化しています。この状況に対応して課題を解決していくためには、課題に近い市民や事業者の参加が欠かせないものとなっています。一人一人の市民、一つ一つの事業者が、何ができるかを考え、地域団体や行政と連携し、それぞれの役割を果たしていくことが一層求められます。

### ○市外地域との広域的連携の推進

本市は阪神間に位置する居住条件に優れたコンパクトなまちであり、仕事・買物・医療などの日常生活、道路・鉄道・上下水道などの都市インフラ、文化・交流活動など、周辺地域との密接な関係を持ち、相互に影響を与えあっています。人・モノ・情報の動きが早く、遠く広がり、地域の境界が希薄になっていくなか、共通のまちづくり課題を持つ周辺の都市など、行政区を越えた広域的な連携を視野に入れ、効果的、効率的なまちづくりを進めていくことが求められます。

## 5. 計画の特徴（計画策定の基本方針）

---

時代の変化を背景とする前記の課題を踏まえた新たな総合計画の策定にあたり、次の点に留意しています。

### ○市民と行政がビジョンを共有する

まちづくりの担い手として、市民と行政それぞれの役割があり、協働して持続可能な未来を創っていくことが今後ますます重要になることから、総合計画の基本構想が共通のビジョンとなるよう、情報共有を行い、多様な主体がネットワーク的に連携して取り組む。

### ○戦略的施策を推進する

都市経営資源を効果的かつ適切に運用することを目指し、基本方針に沿って主要課題に対応する施策の設定を行うとともに、特に分野横断的に取り組むべきプロジェクトを設定して積極的に推進する。

### ○地方創生，SDGs を含む総合的な計画とする

本市の将来に向けた基本的課題である人口減少，少子高齢化に対応するための戦略である芦屋市創生総合戦略を総合計画に取り込み，一体的に推進することで着実かつ効果的な取組を実現する。

また，持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標である SDGs の視点を総合計画に取り入れ，ローカル SDGs の達成を目指す。

### ○情勢に応じた施策の推進を可能にする

計画に位置付けた施策の実現にあたっては，PDCA サイクルを基本とし，事実に基づく検証方法を取り入れながらその進捗状況を常にチェックし，取組の適切な改善を行うとともに，社会情勢の変化に応じて施策を柔軟に見直すことも視野に入れて推進する。

## Ⅱ 基本構想

### 1. それぞれが考えるまちの姿

#### ■市民ワークショップが提案する将来像

ア シ ヤ ス マ イ ル ベ ー ス  
**ASHIYA SMILE BASE**

**～みんなの声を活かして 次世代へと人がつながり 誰もがイキイキと暮らすまち～**

「ASHIYA SMILE BASE」は、  
少子高齢化や人口減少が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、芦屋市が将来にわたり住んで良かったと誇れるまちであり続けることを目指すものです。

「みんなの声を活かして 次世代へと人がつながり 誰もがイキイキと暮らすまち」は、  
様々な立場の市民がまちづくりに参加し、ともに未来を見据えて、自分らしく暮らせるまちを創っていくことにより「ASHIYA SMILE BASE」を実現していこうというものです。

※「市民ワークショップ」は、市内在住、在勤、在学の方に参加いただき、市職員も加わって、芦屋市のこれからについて議論しながら、将来像を作成しました。（平成30年10月から平成31年1月まで、計5回開催、延191人[市民126人、市職員65人]参加）

#### ■市内で活動する団体が考える理想の姿

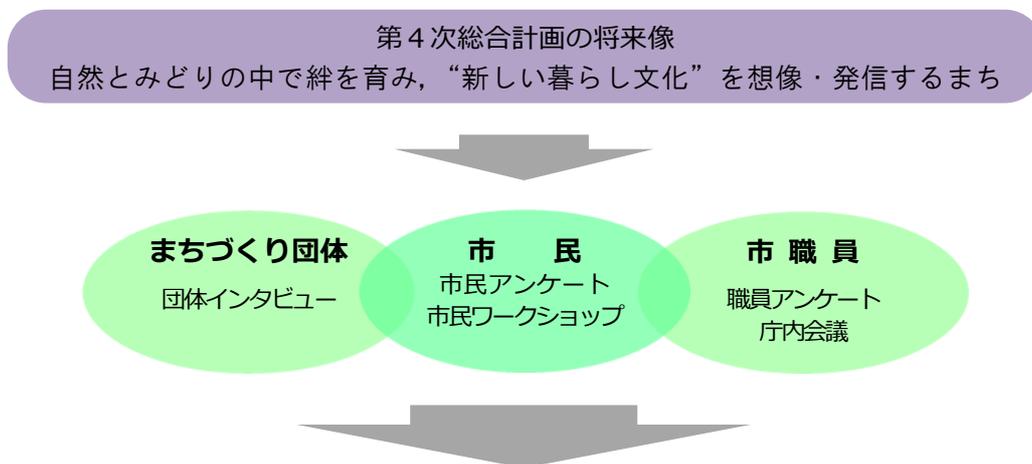
**日本一美しく、安全・安心で住みよいまち**  
**国際文化住宅都市 芦屋**  
**住宅を核とした賑わいのあるまち**  
**世界で「唯一」のまち**  
**折り目正しいまち**  
**成熟した大人のまち**  
**一度は住んでみたいまち**

**など**

※市内で様々な活動を行っている28団体に対し、インタビュー形式で芦屋市の強みや理想の姿などをお聞きしました。

## 2. 芦屋市が目指す将来の姿

市民ワークショップで提案された将来像に込められた思いや、市内各団体へのインタビュー内容、市民アンケート結果等の幅広い声を踏まえ、第5次芦屋市総合計画では基本構想の目標年度である令和12年度（2030年度）に実現する姿を次の通り掲げます。



第5次総合計画の将来像（芦屋市として今後10年間で目指すべき姿）

### 人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市

人口減少・少子高齢化をはじめ、ICTの急速な発達やグローバル化の進展など、市内外の社会情勢が大きく変化している中で、これまでの取組の延長線上だけでは住みやすいまちの持続は難しくなると考えられます。国際文化住宅都市として先人が築いてきた住環境や暮らしに根付く文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、市民と行政が未来を共有し、協働することで、住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創造していきます。そして、将来の世代にわたって、人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、さらには多くの人に憧れと夢を持って選ばれる「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指します。

まちづくりのキャッチフレーズ

ア シ ヤ  
A S H I Y A  
ス マ イ ル  
S M I L E  
ベ ー ス  
B A S E

市民ワークショップで提案された将来像「ASHIYA SMILE BASE」は、笑顔があふれる市民みんなのホームタウンをイメージし、第5次総合計画の将来像をコンパクトに表現したものとします。これを、市民と職員が総合計画をわが事として関わり将来像を実現していくためのキャッチフレーズとします。

### 3. まちづくりの基本方針

## 基本方針

### 未来の創造 ～ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

日本は、少子高齢化・人口減少局面を迎えており、世界でも類を見ない課題先進国です。

本市でも、人口はピークを越え、減少局面を迎えるとともに少子高齢化はさらに進むと想定されます。これらの社会の変化を見据えながら持続可能なまちづくりを進めることがますます重要になります。特に、その担い手となる人材をどう育てるのが肝要です。

まちは「今」だけではなく、未来へ受け継がれます。人口が減少していく中でも、芦屋市を次世代に健全な姿で引き継ぎ、ワクワクできるまちにしていくために、まちの魅力をどのように守り、変えていくのか、市民・行政・企業・地域団体等「オール芦屋」で広い視点を持ち、時代に応じた取組を進めていきます。

## 基本方針を構成する3つの視点

### 人のつながり ～ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

ICTの発達やグローバル化が進み、急速に変化していく時代に今までと同じつながり方を続けることは難しいですが、暮らしやまちを豊かにするためには、人と人とのつながりが必要であることは変わりません。本市のあらゆる施策にも、コミュニティやつながりが重要な要素を占めます。

本市では従来から自治会活動が活発ですが、担い手の問題や価値観の変化に伴う新規会員獲得の伸び悩みなど、地域を支える団体にも継続性をはじめとした問題があります。

これからは、事業者を含めた市民が協力し合いながら、市民力によるまちづくりが一層求められます。今までの良さも認めながら、その時代、その地域、その人に合った交流のあり方を築いていきます。

### 暮らしやすさ ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

安心便利に生活を送れる環境が整っていることは、安定した市民生活の基本です。本市が経験した阪神・淡路大震災の記憶を継承しながら、近年頻発する大規模自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ地震への対応など、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

また、コンパクトな都市である本市は、鉄道等公共交通機関が発達した便利なまちですが、一方で地形やまちの成り立ちによって地域毎に特性があり、暮らす市民も多様で、それぞれのニーズに対応していく必要があります。

子どもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中で、お互いに認め合い、お互いに助け合いながら包摂的なまちをデザインし、あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍できるようなまちづくりを目指して取り組みます。

## 資源 ～ 地域資源を活かす, これまでとこれからの融合

地域にはハード・ソフトの様々な資源があり, これがまちづくりの源泉となります。

本市は, 山や海の自然に囲まれ, 各時代の歴史の舞台にも登場し, 多くの文化人を生み出すなど, 伝統や文化も含めて魅力的な資源のあるまちであり, 整備されたまちなみと暮らし文化が芦屋のイメージを創ってきました。

しかし, 時代の変化につれて徐々にその姿を変えてきています。その魅力を市民があまり知らない, 十分活かされていないという問題もあります。また, 時には新しい価値観が既存資源と対立することもあります。

洗練された住宅都市としてこれまで築いてきた本市が誇る資源について, 残すべきものは残し, また, 既存のものに新たな価値を加えるなど変えるべきものは変え, 時代とともに新たな芦屋スタイルとして進化させ, 活用していきます。そして, その魅力を発信しながら, 情報の交流などにより, 価値創造の好循環を生みだしていきます。

